

淡路花博 25 周年記念花みどりフェア
会場設営・運営業務及び交通警備・誘導対策業務に関する募集要綱

国際園芸・造園博覧会（ジャパンフローラ 2000）の開催から 25 周年を記念し、淡路花博 25 周年記念花みどりフェア（以下、「本フェア」という。）を開催します。

本フェアの円滑な運営を図るため、民間事業者が持つノウハウや技術を活用し来場者の安全・安心を確保しながら、効果的かつ効率的に運営管理を進めていくものです。

委託事業者の選定に当たり、広く企画提案を募集し、この業務の目的に合致し、最も優秀な企画提案書等を提出したものを受託候補者として選定するための公募型プロポーザルを実施します。

1 募集内容

項 目	内 容
業務名	淡路花博 25 周年記念花みどりフェア 会場設営・運営業務及び交通警備・誘導対策業務委託 (以下、「本業務」という。)
業務内容	<u>淡路会場等</u> の会場設営・運営業務及び交通警備・誘導対策業務の実施 ※詳細は「淡路花博 25 周年記念花みどり会場設営・運営業務及び交通警備・誘導対策業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)参照
委託期間	委託契約締結の日 ～ 令和 7 年 6 月 30 日
限度額	68,000,000 円 (消費税及び地方消費税含む)
提案募集の内容	仕様書のうち、下記事項についての提案を求める (1) 会場運営の考え方・方針及び要員配置計画、必要備品・設備・設置工事等計画について (2) 交通警備・誘導対策の考え方・方針及び要員配置計画、必要備品・設備・設置工事等計画について (3) その他、本業務にかかわる独自の提案
スケジュール	参加表明書等の提出期限 令和 6 年 8 月 19 日 質問受付期間 令和 6 年 8 月 19 日～9 月 5 日 質問回答 令和 6 年 9 月 10 日 企画提案書等の提出期間 令和 6 年 8 月 19 日～9 月 17 日 審査会 (プレゼンテーション) 令和 6 年 9 月中旬～9 月下旬 審査結果通知 令和 6 年 9 月下旬～10 月上旬
発注者	淡路花博 25 周年記念事業実行委員会 (以下、「実行委員会」という。)

2 業務に関する基本的事項

(1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

- ① 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- ② 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）を滞納していない者であること。
- ③ 法人税、消費税及び地方消費税（延滞税等の附帯税を含む。）を滞納していない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、実行委員会が経営状況等を勘案して応募を認めることができる）。
- ⑤ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- ⑥ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）に基づく警備業の認定を受けた者であること。
- ⑦ 過去 5 年以内に警備業法に基づくあらゆる処分も受けていない者であること。
- ⑧ 警備業務の実施に関して、1 事故 10 億円以上の警備損害賠償保険に加入している者であること。
- ⑨ 法人として過去 10 年以内に本業務（運營業務および警備・交通対策業務）と同種又は類似業務その他大規模イベントの業務実施実績を複数件有する者であること。
- ⑩ 過去 10 年以内に淡路島内（兵庫県淡路市、洲本市、南あわじ市）において、参加者・来場者数が 1 日当たり 2,000 人以上のイベントを複数件実施した実績を有し、地域の交通事情に精通した者であること。

(2) 共同企業体の参加について

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず共同企業体の代表者（代表企業の代表者）を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、当該共同企業体の代表者印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ② 1 事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ③ 代表者及び構成員を変更することはできない。

(3) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に実行委員会と協議を行うこと。

(4) 業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、68,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

(5) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。また、上記（4）に示す金額の8割を下回る受託希望金額での提案があった場合は、その提案者に対し、その価格によって当該業務の内容に適合した履行がされると認められるか否かを調査するものとする。

(6) 秘密保持義務

本業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(7) 個人情報の保護

個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理・保護するために必要な措置を講じること

(8) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること

(9) 資料の取扱い

実行委員会が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、実行委員会の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

3 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和6年8月19日（月）までに、以下のとおり参加表明書等を「8 書類提出及び連絡先」に提出しなければならない。受託候補者に求める資格を満たす参加者のみを選定委員会の審査の対象とし、参加資格を有しない者には電子メールにて通知する。

提出書類（各1部）

(1) 参加表明書【様式1】

(2) 参加表明書（共同企業体で参加の場合）【様式2】

(3) 誓約書【様式3】

(4) 誓約書（共同企業体で参加の場合）【様式4】

(5) 標識【様式：任意】

会社名、本店所在地、警備業認定番号、認定有効期限を記載したもの

(6) 警備損害賠償保険証券若しくは付保証明書の写し

(7) 会社概要【様式5】（会社概要パンフレットを作成している企業においてはパンフレットも併せて提出すること。）

(8) 実績調書および地域精通度調書【様式6】

(9) 兵庫県税について、県税事務所が発行する「納税証明書（3）」（証明年月日が応募日以前3ヶ月以内のもの。写し可）（兵庫県内に事務所や事業所がある場合に限る）

(10) 法人税、消費税及び地方消費税について、税務署が発行する「納税証明書（その3の3若しくはその3の2又はその3）」（証明年月日が申請日以前3ヶ月以内のもの。写し可）

※ 共同企業体の場合、(5) 及び (6) の書類については、警備業務を実施する構成企業ごとに提出すること。また (7) から (10) については、代表者及び構成企業ごとに提出すること。

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提出書類	形式	提出部数	様式
① 本業務の受託見積書	A 4	正本1部、副本5部	任意様式
② 業務実施責任者の経歴及び担当別責任者とその経歴	A 4	正本1部、副本5部	任意様式
③ 本業務の受託見積書	A 4	正本1部	様式 7
④ 見積明細書	A 4	正本1部、副5部	任意様式
①企画提案書について 仕様書に基づき、次の事項について記載すること。 ・業務実施方針 ・業務実施スケジュール ・会場運営における考え方・方針及び要員配置計画、必要備品・設備・設置工事等計画 ※配置要員表及び備品一覧表含む ・交通警備・誘導対策における考え方・方針及び要員配置計画、必要備品・設備・設置工事等計画 ※配置要員表及び備品一覧表含む ・その他本業務の受託に向けたアピール ②業務実施責任者の経歴及び担当別責任者とその経歴 ・保有資格等があれば記載すること。 ③本業務の受託見積書及び見積明細書 ・本フェア業務を履行するための経費を算出し、その合計金額を受託見積書に記載すること。なお、見積書の根拠となる見積明細書を提出すること。			

(2) 企画提案書作成上の留意事項

- ① 様式で、商号又は名称の記入を指定しているもの以外は、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはならない。
- ② 企画提案書及び見積明細書については、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはならない。
- ③ 企画提案書が本募集要綱に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

(3) 提出期限及び提出方法

- ① 提出期限：令和6年9月17日（火）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：持参又は郵送
〈持参の場合〉提出期限までの休日（土日祝）以外の午前9時から午後5時
〈郵送の場合〉簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限までに到着したもので有効とする。なお、発送後に実行委員会まで電話連絡し必ず書類到着の確認を行うこと。

(4) その他の留意事項

- ① 企画提案書等の提出は、1社あたり1件とする。
- ② 提出期限後、提案書等の内容を変更することはできない。但し、業務実施責任者及び担当別責任者について、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合、その他実行委員会が認めた場合を除く。
- ③ 提案書等に虚偽の記載があった場合は無効とする。
- ④ 審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- ⑤ 提出された書類は返却しない。
- ⑥ 受託候補者の企画提案書等に係る著作権は、実行委員会に帰属し、無償で実行委員会に譲渡するものとする。
- ⑦ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ⑧ 本プロポーザルによって収集した個人情報については、本業務以外に利用しない。
- ⑨ 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- ⑩ 災害等、その他やむを得ない理由により、本フェアが中止又は延期となった場合は、本プロポーザルの審査前においては本プロポーザルを中止し、審査後においては審査結果を無効とし、委託契約を締結しない。
- ⑪ 提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること

5 質疑応答

- (1) 質問は質問書（様式8）により、電子メールで送信するものに限る。件名を「淡路花博25周年記念会場設営・運営業務及び交通警備・誘導対策業務に関する質問」とし、送信した日に実行委員会から受信確認メールの返送がない場合は、必ず翌日に「8 書類提出及び連絡先」に電話で連絡してください。なお、電話による質疑は一切受け付けないものとする。
- (2) 提出期限は令和6年9月5日（木）午後5時（必着）
- (3) 提出先は「8 書類提出及び連絡先」に記載の e-mail アドレスに送信してください。
- (4) 質問に対する回答は、原則として令和6年9月10日（火）までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知します。
また、必要に応じて質問及び回答の概要を実行委員会のホームページにて公開します。
- (5) 質問受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しません。また、評価基準の配点については質問の対象外とします。

6 審査について

- (1) 審査については、審査会を設置し、企画提案書等の提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を、別に定める審査基準に基づき審査し、受託候補者1者と次点者1者を選定する。
- (2) 審査基準は別に定める評価項目により審査を行う。
- (3) 審査会の日時・会場等は別途通知する。
- (4) 審査結果は全ての提案者に書面で通知する
- (5) 受託先候補として選定された者は、実行委員会と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、提案内容の一部修正を求める場合がある。

7 契約の締結

- (1) 前記により選定された最高得点者を受託候補者とし契約締結の交渉を行う。
なお、契約締結に至らなかった場合は、次点者と契約交渉を行う。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を実行委員会に提出する場合は、全部又は一部を免除する。
- (3) 委託費の支払条件は、原則、実績に基づく精算払いとする。なお、契約期間終了前に出来高部分に相当する契約金額の10分の9以内の額について別途定める所により、部分払を請求することができる。ただし、部分払請求は契約期間中2回を超えることができない。
- (4) 事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、双方協議の上、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

8 書類提出及び連絡先

淡路花博25周年記念事業実行委員会事務局

〒656-2306 淡路市夢舞台1 県立淡路夢舞台国際会議場3階

TEL 0799-73-6090 FAX 0799-73-6091

e-mail hanamidori2025@awaji-hanahaku.com